

1 年 保 存
秘
固 ・ 無制限
平成 23 年 10 月 19 日から 平成 24 年 10 月 18 日まで

基監発 1019 第 1 号
平成 23 年 10 月 19 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働基準関係情報メール窓口の開設について

標記の労働基準関係情報メール窓口（以下「メール窓口」という。）については下記により開設することとしたので、適切な運用を期されたい。

記

1 メール窓口開設の趣旨

メール窓口は、労働基準監督機関が、労働基準関係法令に違反していると考えられる事業場の情報を把握するための新たな手法として開設するものであり、労働者等の情報提供者から当該メール窓口に寄せられたメール（以下「情報メール」という。）に記載された情報は、これまでの投書等による情報と同様に取り扱うものであること。

2 メール窓口の開設日

平成 23 年 11 月 1 日に開設する。

3 情報メールの処理要領

情報メールの具体的な処理は以下により行う（別紙 1 「労働基準関係情報メールの処理の流れ」参照。）。

(1) 情報提供者から本省への情報提供

厚生労働省ホームページ上に別添「労働基準関係情報メール窓口」の画面が掲載される。情報提供者が入力フォームに労働基準関係法令違反事業場に関する情報等の必要事項を入力し、内容を確認の上送信すると、入力された情報がメールにより本省監督課の専用メールアドレス（以下「本省アドレス」という。）に送信される。

(2) 本省から局への情報提供

本省アドレスに送信された情報メールは、本省監督課において、情報メールに記載された事業場の所在地（以下「事業場所在地」という。）を管轄する都道

府県労働局（以下「管轄局」という。）労働基準部監督課の労働基準行政情報システムの情報メール専用メールアドレス（以下「専用アドレス」という。）に転送する。専用アドレスは別紙2「専用アドレス一覧表」のとおりである。

(3) 局から署への情報提供

情報メールを受信した管轄局は、事業場所在地を管轄する労働基準監督署（以下「管轄署」という。）に、当該情報メールの情報について適切に情報提供を行うこと。

(4) 管轄署における処理

情報提供を受けた管轄署は、当該情報メールの情報について、投書等による情報と同様の取扱いを行うこと。

(5) 管轄外の事業場に係る情報メールの転送

管轄外の事業場に係る情報メールを受信した局は、事業場所在地の管轄局の専用アドレスに当該情報メールを転送すること。情報メールを転送された管轄局は上記(3)の処理を行うこと。

(6) 留意事項

局署のメールアドレスの管理上、情報の内容が何らかの回答を求めるものであっても、情報提供者に対し、メールの返信等を行わないこと。

4 情報メール管理者の選任について

局監督課においては、情報メールの処理及び専用アドレスのメールボックスの管理を行う者（以下「情報メール管理者」という。）を選任すること。情報メール管理者は別途通知する専用アドレスに係るユーザID、パスワードを適切に管理するとともに、メールボックスを1日1回程度、定期的に確認し、上記3の(3)及び(5)の処理を行うこと。

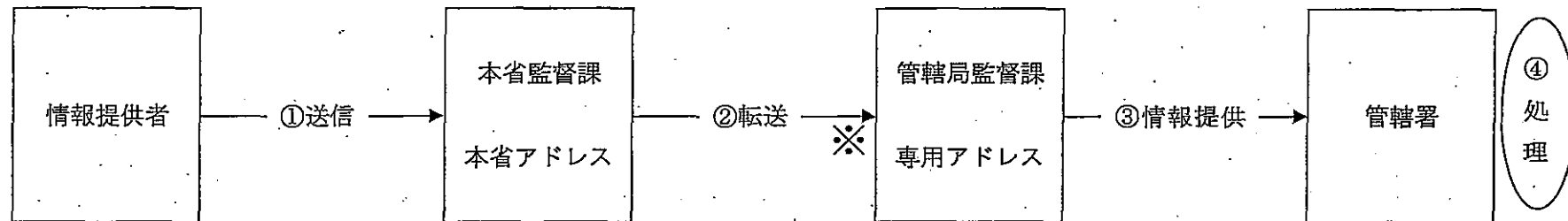
5 公益通報が行われた場合の処理について

メール窓口画面において公益通報は受け付けていない旨記載しているが、情報提供者が氏名、連絡先を記載しているものについては、公益通報に該当する可能性があること。公益通報に該当する場合の処理方法については、平成18年2月15日付け事務連絡「労働基準監督機関に対し公益通報者保護法に基づく通報が行われた場合の当面の処理方法について」等において指示されたところに従い、処理すること。

6 その他

本メール窓口については、「労働時間適正化キャンペーン」の開始時期に合わせて試行的に開設するものであり、本格的なシステムについては、平成24年1月を目途に別途示すところにより改めて設置する予定である。

労働基準関係情報メールの処理の流れ



① 【本省監督課】 情報提供者からの情報メールが本省アドレスに送信される。

② 【本省監督課】 情報メールを管轄局労働基準部監督課の専用アドレスへ転送する。

③ 【管轄局監督課】 管轄署に情報提供する。

④ 【管轄署】 匿名の投書等による情報と同様、必要な処理を行う。

注) 情報の内容が何らかの回答を求めるものであっても、情報提供者に対し、メールの返信等を行わないこと。

※ 【管轄局監督課】 誤って他局管轄の事業場についての情報メールが送付されたものについては、正しい管轄局監督課の専用アドレスへ転送する。

労働基準関係情報メール窓口

- 1 皆様がお勤めになっている職場や、御家族・知人がお勤めになっている職場において、長時間労働、賃金不払残業などの労働基準法等における問題がございましたら、職場の所在地を管轄する労働基準監督署や都道府県労働局に電話などで御相談いただくことができますが開庁時間内に御相談に出来ない方などもいらっしゃることから、メールでも情報をお寄せいただけることといたしました。
 - 2 お寄せいただいた情報は、関係する労働基準監督署へ情報提供するなど、業務の参考とさせていただきます。
 - 3 できるだけ具体的な情報をお寄せください。なお、以下の内容は必ず内容欄に御記入ください。御記入のないものは関係する労働基準監督署に情報提供等できない場合があります。
 - ① 会社（支店・工場等）名
 - ② 会社（支店・工場等）の所在地
 - ③ 労働基準法等における問題の内容
- ◎ こちらからは、公益通報者保護法に基づく労働者の方からの公益通報は受け付けておりません。公益通報の場合はこちらへどうぞ。

注意事項

- ① こちらでは、労働基準法等における問題に関する情報に限定してお受けしております。
- ② 氏名等を記入いただく必要はありません。
- ③ 受け付けた情報に関する照会や相談に応じることはできませんので、予めご承知おきください。
- ④ 労働基準法等とは以下の法律です。

<input type="checkbox"/> 労働基準法	<input type="checkbox"/> 最低賃金法	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法	<input type="checkbox"/> 作業環境測定法
<input type="checkbox"/> じん肺法	<input type="checkbox"/> 賃金の支払の確保等に関する法律	<input type="checkbox"/> 家内労働法	
- ⑤ 具体的な事案について対応をお求めの場合は、職場の所在地を管轄する労働基準監督署に御相談ください。
- ⑥ 労働基準法の詳しい内容はこちらへどうぞ。

◎提出方法

以下の送信フォームにより受け付けています。



こちらをクリックしてください。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

- ▶ ホーム
- ▶ 窓口一覧
- ▶ よくあるご質問
- ▶ ご意見
- ▶ サイトマップ
- ▶ English

入力フォーム

以下のフォームよりご送信ください。

入力に当たっての留意点

1. 文字化けを防ぐために、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
2. 最大文字数は3000文字です。
3. ※を付した欄については、必ずご入力のうえ、内容確認ボタンをクリックしてください。
なお、※を付した欄について、1つでも入力漏れがありますと送信されませんのでご注意ください。
4. セキュリティの問題等からファイルの添付はできません。

氏名			
住所			
※メールアドレス	*****@**.*		
電話番号		FAX番号	
性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	年齢	
職業			
※件名	*****		
※内容	(最大3000文字以内でお願いいたします。) *****		

内容確認

クリア

[トップへ](#)

[厚生労働省ホームページ](#)

厚生労働省

[トップページへ](#)

入力内容が正しいか、再度ご確認ください。

修正がある場合、『戻る』をクリックし、入力画面で修正して下さい。
確認が終わりましたら『内容を送信する』をクリックしてください。
受付が完了しましたら、受付完了のメールをご入力いただいたメールアドレス宛にお送りいたします。メールアドレスが間違っている場合には、受付完了のメールが届かないこととなりますのでご注意ください。

なお、受付完了のメールには、セキュリティの都合上、ご入力いただいた内容は記載されませんので、必要に応じて本ページを印刷して保管してください。

氏名			
住所			
※メールアドレス	*****@*****		
電話番号		FAX番号	
性別		年齢	
職業			
※件名	*****		
※内容	(最大3000文字以内でお願いいたします。) *****		

専用アドレス一覧表

別紙2

都道府県労働局	専用アドレス	電話番号
北海道労働局労働基準部監督課		011-709-2311
青森労働局労働基準部監督課		017-734-4112
岩手労働局労働基準部監督課		019-604-3006
宮城労働局労働基準部監督課		022-299-8838
秋田労働局労働基準部監督課		018-862-6682
山形労働局労働基準部監督課		023-624-8222
福島労働局労働基準部監督課		024-536-4602
茨城労働局労働基準部監督課		029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課		028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課		027-210-5003
埼玉労働局労働基準部監督課		048-600-6204
千葉労働局労働基準部監督課		043-221-2304
東京労働局労働基準部監督課		03-3512-1612
神奈川労働局労働基準部監督課		045-211-7351
新潟労働局労働基準部監督課		025-234-5922
富山労働局労働基準部監督課		076-432-2730
石川労働局労働基準部監督課		076-265-4423
福井労働局労働基準部監督課		0776-22-2652
山梨労働局労働基準部監督課		055-225-2853
長野労働局労働基準部監督課		026-223-0553
岐阜労働局労働基準部監督課		058-245-8102
静岡労働局労働基準部監督課		054-254-6352
愛知労働局労働基準部監督課		052-972-0253
三重労働局労働基準部監督課		059-226-2106
滋賀労働局労働基準部監督課		077-522-6649
京都労働局労働基準部監督課		075-241-3214
大阪労働局労働基準部監督課		06-6949-6490
兵庫労働局労働基準部監督課		078-367-9151
奈良労働局労働基準部監督課		0742-32-0204
和歌山労働局労働基準部監督課		073-488-1150
鳥取労働局労働基準部監督課		0857-29-1703
島根労働局労働基準部監督課		0852-31-1156
岡山労働局労働基準部監督課		086-225-2015
広島労働局労働基準部監督課		082-221-9242
山口労働局労働基準部監督課		083-995-0370
徳島労働局労働基準部監督課		088-652-9163
香川労働局労働基準部監督課		087-811-8918
愛媛労働局労働基準部監督課		089-935-5203
高知労働局労働基準部監督課		088-885-6022
福岡労働局労働基準部監督課		092-411-4862
佐賀労働局労働基準部監督課		0952-32-7169
長崎労働局労働基準部監督課		095-801-0030
熊本労働局労働基準部監督課		096-355-3181
大分労働局労働基準部監督課		097-536-3212
宮崎労働局労働基準部監督課		0985-38-8834
鹿児島労働局労働基準部監督課		099-223-8277
沖縄労働局労働基準部監督課		098-868-4303